

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第57回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成30年10月19日（金）10：27～10：38
於．総務省第1特別会議室（8階）

第2 出席した委員（敬称略）

樋口 清秀（分科会長）、清野 幾久子（分科会長代理）、佐々木 百合、
菅 美千世、多賀谷 一照、二村 真理子

（以上6名）

第3 出席した関係職員等

巻口郵政行政部長、野水郵政行政部企画課長
事務局：佐藤情報流通行政局総務課課長補佐

第4 議題

（1）答申事項

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律
（平成30年法律第41号）の施行に伴う省令の改正について
【諮問第4号（総会）】

開 会

○樋口分科会長 ただいまから、情報通信行政・郵政行政審議会郵政行政分科会を開催いたします。

本日、分科会には委員 8 名中 6 名が出席されておりますので、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

本日の審議案件は、8月24日開催の総会において、総務大臣から諮問を受けた総会諮問第4号の「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律の施行に伴う省令の改正」でございます。

本件は、8月24日開催の総会において総務省から省令案の内容について説明を受けた上で、8月25日から9月25日までの間、意見招請を実施したところです。なお、本件は当分科会で審議、議決をした上で、その結果をこの後開催の総会で報告し、総会において審議することになっております。

それでは、総務省から説明をお願いします。

○野水企画課長 総務省郵政行政部企画課長の野水です。よろしくお願いいたします。

資料57でございます。57-2と57-3が、前回の総会での審議資料になっております。

資料57-2をご覧ください。2ページでございます。現在、郵便局で貯金・保険を含めたユニバーサルサービスが提供されているわけです。これは関連銀行、現在で言えばゆうちょ銀行、それから関連保険会社、かんぽ生命になりますが、この2社が日本郵便に窓口業務を委託しまして委託手数料を払っている形になっております。

3ページです。しかしながら、今回ユニバーサルサービスの確保に不可欠な費用につきましては交付金・拠出金制度を新たに設け、それによって賄うことが法律によって決まりました。この交付金・拠出金の算定方法につきましては、省令に委任されているということで、今回諮問の対象とさせていただきます。これにつきましては、先般の総会での審議を経た上で、パブリックコメントにかけさせていただき、その結果が資料57-1にございます。

答申案の別添になります。意見募集をした結果、4件、法人・団体3件、個人1件の提出がございました。意見提出者は、法人・団体につきましては、日本郵政グループ労働組合、全国郵便局長会、日本郵政株式会社となっております。

具体的な意見はその次のページ以降にございます。意見の1件目と2件目は、

日本郵政グループ労働組合と全国郵便局長会です。こちらは省令案に対して賛成というご意見でございました。意見の3件目は、ページ数でいうと2ページになります。これは日本郵政株式会社からのご意見となります。日本郵政株式会社の意見の1番目の段落では、ユニバーサルサービス維持のための支援制度、その具体化のための措置を講じている行政に感謝していることをおっしゃっていただいた上で、意見の2番と3番の段落が具体的な意見の中身になっております。

2番です。ここは、「10年にわたってゆうちょ銀行、かんぽ生命から日本郵便に支払う委託手数料の算定の過程におきまして、郵便局ネットワークを維持するために実際に係る費用を算出してきている。そのような実績を勘案すること等により、ユニバーサルサービスの確保という制度趣旨に沿ったものとしてほしい」というご意見です。

3番目のところでは、「交付金・拠出金の算定方法については、社会経済情勢の変化等を受けて柔軟に変更できるようにして、将来にわたってユニバーサルサービス確保のための基礎的な費用を賄えるようにしてほしい」というご意見をいただいているところです。

これに対する考え方の案でございます。まず、日本郵政グループがこれまで実際にかかる費用を算出してきたため、この実態を勘案してほしいという点でございます。この交付金・拠出金は、法律と今回ご審議いただいている省令に基づいて算定されることになっております。日本郵政株式会社がおっしゃっている「実際に係る費用」とは、制度として異なるものであるということがございますので、その旨述べさせていただいております。具体的には、今回の省令案では全ての郵便局が最小限度の規模であると、そういうモデルをつくりまして、その下で交付金・拠出金を算定することにしております。ただし、制度の目的自体は、あくまでユニバーサルサービスの確保にございます。その点では日本郵政株式会社のご意見と軌を一にするものでございますので、その旨書かせていただいております。それから、社会経済情勢の変化についてでございます。この対応については法律の施行状況等を勘案して、不可欠な費用を賄うために必要があれば、所要の措置を講ずべきと考えておまして、その旨を書かせていただいております。

それから、4件目の意見、こちらは個人の方でございます。ご意見の中で、ご自身が簡易郵便局の受託者であることをおっしゃられております。全国2万4千の郵便局がございます。そのうち2万局は日本郵便の直営の郵便局。残りの4千局は日本郵便が外部の方に業務を委託しております。これが簡易郵便局でございます。

この方のご意見は、大きく2つございます。1つは、過疎地よりも都市部など

のほうが取扱量が多い、そういう簡易郵便局のほうが経営に苦勞しているというものです。それから、もう1つは簡易郵便局にもATMを置くべきである、そういうご意見でございます。こうした2つの点を中心に、簡易郵便局の実態を把握して納得できる結論を出してほしいとおっしゃっております。

これに対する考え方の案でございます。まず、1点目です。都市部など取扱量が多い簡易郵便局が当然あるわけです。そこが、業務量が多くて大変だとしても、それは日本郵便が簡易郵便局に払う手数料の額を決めるときに考慮すべき話かと考えられます。また、今回の省令案は、あまねく全国におけるユニバーサルサービスの確保を図る観点から、地域や業務量の多寡を問わずに、不可欠な費用は幾らかを算定することとしております。簡易郵便局にかかる費用につきましては、ユニバーサルサービスを利用できるようにすることを確保するための最少限度の委託に要する費用の額を不可欠な費用の額の算定に含めることにしております。そのような回答案となっております。それから、ATMについてでございます。今回の省令案では、郵便局の窓口で行われる業務に着目していることがございます。ここにはATMが入っていないということでございます。これで交付金及び拋出金の額を算定することとしておりまして、これは直営郵便局であっても、簡易郵便局であっても同じようになっております。その旨を記載させていただいているところでございます。

以上、4件のご意見がございました。省令案の修正自体は不要と考えております。

総務省からの説明は以上です。よろしくお願いたします。

○樋口分科会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。よろしいですか。

ご意見がございませんので、総会諮問第4号につきましては、お手元の答申案のとおり、答申を行うことが適当である旨等を分科会で議決を行い、その後総会において報告することにはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樋口分科会長 それでは、そのように進めさせていただきます。

本日の議題は終了しましたが、この際、皆さんから何か提言しておきたいこと、及び議題にしておきたいことがございましたら出していただきたいのですが、いかがですか。よろしいですか。

事務局から何かございますか。

○事務局(佐藤) 次回の郵政行政分科会につきましては、来月11月30日金曜日の午前の開催を予定しております。詳細につきましては、事務局よりご連絡

差し上げますので、皆様方よろしくお願いいたします。

また、本会終了後、11時から第11回の情報通信行政・郵政行政審議会の総会、こちらが予定されております。委員の皆様には引き続きご出席をお願いできればと思います。以上でございます。

○樋口分科会長 皆様、それでは、この後の総会もよろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。

閉 会